受益者の皆様へ

2014 年４月１日

商　　　　　号　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号
加　入　協　会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ＳＢＩインド&ベトナム株ファンドにおける基準価額相違のお詫び

拝啓
時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社委託の投資信託「ＳＢＩインド&ベトナム株ファンド」（以下、「本ファンド」といいます。）において、弊社が公表した 3 月 27 日の基準価額について、下記のとおり相違が発生していたことが判明いたしましたのでご報告申し上げます。

受益者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後はこの様な事態が起こらないよう、社内チェック体制の見直しや強化等、万全の措置を講じて参る所存でございますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１．基準価額相違の内容

申込日	約定日		誤	正	1 万口当たり差額
2014 年 3 月 26 日	2014 年 3 月 27 日	基準価額（購入価額）	6,333 円	6,332 円	1 円
		解約価額	6,315 円	6,314 円	1 円

２．受益者の皆様へのご対応について
2014 年 3 月 27 日の基準価額が過大評価されていたことから、3 月 26 日にお申込みをされ、本来より高い価額で本ファンドをご購入されたお客様につきましては、販売会社を通じて本ファンドより差額相当分を個別に返戻させていただきます。
一方、本来より高い価額で解約等をされたお客様には差額の請求は行わず、差額相当分を弊社から本ファンドへ入金をいたします。

敬具

本件に関するお問合わせ先
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　商品企画部
電話番号　０３－６２２９－００９７
なお、お客様の個別案件等に関しては個人情報保護の観点から当社ではお答えしかねますので、
各販売会社様までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。